

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「Challenging Tomorrow's Changes＝変化を誘発する」を核とする企業理念体系「CTC理念体系」を構築しています。これは、「確固たる価値観(Value)のもとに、明確なる使命(Mission)を実行し、目標(Vision)の達成に挑戦し続ける」ことにより、事業活動等を通じて社会全体をより良い方向へ変化させてゆくという企業理念を体系化しています。当社グループは、この理念体系のもと、経営の透明性と公正性をさらに高めることを目指し、コーポレート・ガバナンスの拡充強化に努めております。

当社取締役会では、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程、「CTC理念体系」及び「CTCグループ行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しており、取締役は取締役会の決定した役割に基づき、会社の業務執行に関する意思決定に参加しております。

また、当社では、担当分野の業務を権限と責任を持って迅速に遂行することを目的に執行役員制を採用し、執行役員は代表取締役の指示の下、担当する業務を執行しております。なお、特定の業務執行を担当する取締役は執行役員を兼務しております。

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査室及び会計監査人と連携して、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。

なお、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事(株)	33,665,400	53.86
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	2,995,600	4.79
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	2,028,200	3.25
CTC社員持株会	1,084,368	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口9)	679,600	1.09
野村信託銀行(株)(投信口)	482,700	0.77
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行(株)	420,546	0.67
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY(常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行決済営業部)	378,697	0.61
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	355,900	0.57
みずほ情報総研(株)	337,590	0.54

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

伊藤忠商事株式会社 (上場:東京、大阪、名古屋、札幌、福岡) (コード) 8001

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社である伊藤忠商事株式会社は、当社議決権の55.4%を有しており、当社は同社の連結子会社となっております。
実際の事業運営に際しては、当社は自主性・自律性を確保しつつ、情報産業分野において、相互に有する強みを活かして、グループ全体の企業価値の向上および収益の拡大に貢献しております。

当社には、親会社との経営情報およびノウハウの共有等を目的として、取締役12名、監査役4名のうち、親会社との兼任役員3名(取締役2名、監査役1名)が就任しております。また、当社グループの営業、管理部門には親会社から27名を出向者として受け入れております。

このように当社の親会社については、人的交流、営業情報の活用等の営業活動での連携強化を図る一方、事業運営に際しては、あくまでも自主性・自律性を維持強化しつつ業績拡大を目指すことにより、その独立性を保持しております。

また平成18年10月1日に、当社を存続会社として株式会社CRCソリューションズと合併し、商号を「伊藤忠テクノソリューションズ株式会社」に変更致しました。なお、上記「2. 資本構成」につきましては、平成23年9月30日時点の情報を記載しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
松本孝利	他の会社の出身者					○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
松本孝利	○	アカデミーキャピタルインベストメンツ(株)の代表取締役社長を兼務しておりますが、当社との間で特別な利害関係はありません。2003年に社外取締役に就任しております。独立役員に指定しております。	IT業界での長年の経験と見識を活かして社外取締役としての業務を果たしていただけたため、選任しております。昭和61年サン・マイクロシステムズ(株)代表取締役社長、平成10年日本システムズ(株)代表取締役会長に就任しておりました。前述の両社を既に退社後10年ないし20年以上経過しており、出身会社の意向に影響される立場にありません。前述の両社と特別な利害関係のないアカデミーキャピタルインベストメンツ(株)代表取締役社長を兼務しておりますが、当社との関係で特別な利害関係はありません。また、法政大学理工学部教授に就任しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立した立場にあります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、監査の品質向上及び効率化並びにコーポレート・ガバナンスの充実・強化への寄与を目的として、会計監査人との間で、相互の監査計画・監査の実施状況及び結果その他監査上の重要事項について、積極的に情報及び意見の交換を行う等連携強化に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
笠間正夫	他の会社の出身者	○								
林光佑	弁護士								○	○
松井繁和	他の会社の出身者	○							○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
笠間正夫		当社親会社の出身です。2005年に社外監査役に就任しております。	長年にわたる経営管理・監査業務の経験と見識を活かして当社の監査を行っていただけると考えるため。
林光佑	○	当社との間で特別な利害関係が無い弁護士です。2004年に社外監査役に就任しております。独立役員に指定しております。	法曹界での長年の経験と見識を活かして当社の監査を行っており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場にあります。
松井繁和		当社親会社の出身です。2011年に社外監査役に就任しております。	長年にわたる財務及び会計業務の経験と見識を活かして当社の監査を行っていただけると考えるため。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

各取締役の報酬は、その一部に会社業績及び個人業績も反映させ確定額を決定しております。なお、過去にストックオプションを以下の通り付与した実績があります。2000年6月に当社取締役14名に25,000株を上限、当社従業員193名に84,300株を上限として新株引受権を付与致しました。2001年6月には当社取締役2名に6,000株を上限、当社執行役員1名に1,000株を上限、当社従業員178名に73,500株を上限として新株引受権を付与致しました。また、2002年6月には当社取締役1名に8,000株を上限、当社子会社取締役5名に25,000株を上限、当社及び当社子会社の従業員153名に267,000株を上限として新株予約権を付与致しました。また、平成18年10月1日に当社と合併した株式会社CRCソリューションズの、合併の効力発生日前日における新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者に対し、その保有する新株予約権の種別に応じ、当社の新株予約権を割当交付致しました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成23年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。なお、役員賞与を含めております。

取締役(社外取締役を除く)	374百万円
監査役(社外監査役を除く)	23百万円
社外役員	42百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬の総額については、平成18年6月開催の第27回定時株主総会の決議により、取締役は年額640百万円、監査役は年額100百万円を上限として決定しております。

取締役の報酬は、社長の諮問機関である報酬諮問委員会の意見を踏まえて設計した役員報酬制度により、固定報酬である基準報酬と、業績連動報酬である賞与で構成されております。基準報酬は、常勤・非常勤、担当役員、個人別評価等を勘案の上、役位に応じてあらかじめ決められた基準報酬額により決定されます。賞与は、連結当期純利益に対して、目標達成度と対前年度増減率に対応してあらかじめ決められた比率を乗じることによって総原資を算出し、取締役会で決定いたします。これを総原資として、役員評価制度に基づき、個人の業績評価と役位により個別の支給額を算出し、取締役会の一任を受けた代表取締役が決定いたします。

監査役報酬は、監査役の協議により各監査役の報酬額を決定いたします。なお、社外取締役を含む非常勤取締役及び監査役は、固定報酬のみとし、業績連動報酬である賞与は支給しておりません。

退職慰労金については、取締役及び監査役ともに平成18年6月開催の第27回定時株主総会終了の時をもって廃止して打ち切り支給することとし、その支給時期は取締役及び監査役の退任時といたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じて、社外取締役に対しては経営企画部と秘書部、社外監査役に対しては監査室を通じてサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程、「CTC理念体系」及び「CTCグループ行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督致します。取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、社内規程に従い、当社の業務執行に関する意思決定に参加致します。また、当社では担当分野の業務を権限と責任を持って迅速に遂行することを目的に執行役員制を採用しております。執行役員は代表取締役の指揮命令・監督の下、法令、定款、社内規程及び取締役会決議に従い、担当する業務を執行しております。なお、特定の業務執行を担当する取締役は、執行役員を兼務しております。

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査室及び会計監査人と連携し、取締役の職務執行の適正性についての監査を実施しております。

当社の会計監査及び内部統制監査を担当する監査法人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおり、会社法監査及び金融商品取引法監査(内部統制監査を含む)を受けております。

当社の会計監査及び内部統制監査業務を執行した公認会計士は宮坂泰行氏及び惣田一弘氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。

また、当社会計監査及び内部統制監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士補等7名、その他2名であります。

平成23年3月期における当社及び連結子会社における報酬額は次のとおりであります。

監査証明業務に基づく報酬	124百万円
非監査業務に基づく報酬	29百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用し、社外監査役を含めた監査役は独立かつ客観的な立場から経営監視を行っております。監査役は、取締役会への出席や取締役に対する職務の執行状況についての聴取を行うほか、経営会議、役員会、一部社内委員会等の重要会議への出席や重要な使用者への職務の執行状況に関するヒアリング、レビュー等を行うことにより、適宜必要な情報を入手し、監査役の職務の遂行に役立てております。

また、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会をするとともに、監査室との間でも、内部監査計画の内容について協議し、内部監査結果について報告を受けるなど連携を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日より数日間あけて設定。
電磁的方法による議決権の行使	個人株主等の議決権行使促進のため、平成15年6月定時株主総会より議決権行使の電磁化を実施。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRに関するURL : http://www.ctc-g.co.jp/ir/ 参照	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎(中間・期末)に、社長による決算説明会を実施。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けに適宜説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL : http://www.ctc-g.co.jp/ir/ 投資者向け資料: 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、半期報告書、会社説明会資料、株主総会の招集通知	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は経営企画室 経営企画部内に設置。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「CTC理念体系」「CTCグループ行動基準」「環境方針」
環境保全活動、CSR活動等の実施	社内にCSR・コンプライアンスの専任組織を設置し、環境保全活動、CSR活動に積極的に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムを以下の通り整備しております。また、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。(以下、平成23年4月27日の取締役会で決議された「内部統制システムに関する基本方針」を記載します。)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コーポレート・ガバナンス

- ・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程、「CTC理念体系」及び「CTCグループ行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ・取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、社内規程に従い、会社の業務執行に関する意思決定に参加する。
- ・担当分野の業務を権限と責任を持って迅速に遂行することを目的に執行役員制を採用し、執行役員は代表取締役の指示の下、法令、定款、社内規程、及び取締役会決議に従い、担当する業務を執行する。なお、特定の業務執行を担当する取締役は執行役員を兼務する。
- ・代表取締役社長、もしくは代表取締役社長が指名する取締役は、3か月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役会に報告する。
- ・監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- ・一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を確保し、コーポレートガバナンスの充実に努める。

(2)コンプライアンス

- ・取締役及び使用人は「CTC理念体系」及び「CTCグループ行動基準」に従い行動するものとする。
- ・社会秩序や安全、企業の健全な行動に悪い影響を与える個人・団体とは一切関わらない。
- ・チーフコンプライアンスオフィサーの任命、CSR委員会及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「コンプライアンス規程」「CTCグループコンプライアンスプログラム」を制定し、各部署のコンプライアンス責任者の任命、コンプライアンス教育・研修の実施、法令ガイドラインの作成、内部情報提供制度の整備、ならびに「CTCグループ行動基準」の遵守に関する全ての取締役及び使用人からの書面取得制度等、コンプライアンス体制の充実に努める。

(3)財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規程」、「販売管理規程」、「購買管理規程」、その他社内規程を整備し、業務分担と責任を明確化するとともに、牽制・モニタリング機能を業務プロセスに組み込むことなど内部統制の充実に努める一方、チーフファイナンシャルオフィサー及び監査室並びに内部統制委員会が内部統制の運用面の監視・改善を指導することにより、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。

また、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体からの積極的な情報収集活動に努める。

(4)内部監査

社長直轄の監査室を設置する。監査室は、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、監査役は内部監査によって判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書(電磁的記録を含む。以下同じ)を、関連資料とともに、「情報管理基本規程」、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い適切に保管・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、CSR・コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、災害リスク、為替相場等による市場リスク、信用リスク、投資リスク、技術に関するリスク、その他様々なリスクに対処するため、CSR委員会等各種の社内委員会や主管部署を設置するとともに、各種管理規程、事業継続計画、投資基準、与信限度枠の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、CTCグループのリスクを管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)経営会議及び各種社内委員会

職務執行の決定を適切かつ機動的に行なうため、社長の諮問機関として経営会議を設置し、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を審議する。さらに、各種の社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。

(2)ビジネスセグメント及び事業制

- ・ビジネスセグメントを事業グループの上位組織単位とし、分掌役員を設置する。ビジネスセグメント分掌役員は、ビジネスセグメント全体の事業展開立案、統括管理を行うことにより、事業グループ個別の最適化ではなく、ビジネスセグメント全体の最適化を目指す。
- ・ビジネスセグメント分掌役員及び事業グループ担当役員は、職務権限規程等に基づき付与された権限及び予め設定された経営計画に基づき効率的な経営を行う。
- ・ビジネスセグメント分掌役員及び事業グループ担当役員は、法令、定款、社内規程及び社内基準に従い、担当事業領域の経営を行う。また、ビジネスセグメント及び事業グループ毎に主要な数値目標を設定する。定期的に数値目標の達成度を検証すると共に職務執行の状況を取締役会へ報告することにより、経営管理を行う。

(3)執行役員制

担当分野の業務を権限と責任を持って迅速に遂行することを目的に、執行役員制を採用する。執行役員は、「執行役員」として取締役会の決議をもって任命するものとし、代表取締役の指示の下、法令、定款、社内規程、及び取締役会決議に従い、担当する業務を執行する。なお、特定の業務執行を担当する取締役は執行役員を兼務する。

(4)職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)親会社との関係

当社は、親会社との人的交流、営業情報の活用等の営業活動での連携強化を図る一方、事業運営に際しては、あくまでも自主性・自律性を維持強化しつつ業績拡大を目指すことにより、その独立性を保持する。

(2)子会社管理体制

子会社毎に主管部署を定め、当社の子会社の総括管理機能を有した部署と、「事業会社管理規程」その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたることと、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。

(3)コンプライアンス

「コンプライアンス規程」「CTCグループコンプライアンスプログラム」に則り、コンプライアンス実行計画、コンプライアンス責任者の設置、法令ガイドラインの整備、内部情報提供制度の整備等コンプライアンス体制の整備につき子会社の指導を行うとともに、CTCグループで一貫したコンプライアンス教育・研修を実施し、CTCグループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。

(4)内部監査

子会社の業務活動全般についても当社監査室による内部監査の対象とする。また、監査室は、CTCグループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、子会社に対する計画的な監査を行い、CTCグループとしての業務の適正性向上に努める。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(1) 重要会議への出席

監査役は、取締役会のほか、経営会議、役員会、各種社内委員会、その他の重要会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 取締役の報告義務

取締役は、法令が定める事項のほか、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

(3) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令または定款違反事実

8. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 意見聴取の実施

監査役は、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、業務執行取締役及び重要な使用人から職務執行の状況に関する意見聴取を実施する。

(2) 監査室の監査役との連携

監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、内部監査結果等について密接な情報交換及び連携を図る。

(3) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、その他の外部専門家を独自に起用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・社会秩序や安全、企業の健全な行動に悪い影響を与える個人・団体とは一切関わらない。
(CTCグループ行動基準にも記載)

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特になし。

